

## GP工場認定制度に関するQ & A

日印産連グリーンプリンティング認定事務局

### 全般的な質問

#### (1) 申請工場の単位、範囲について

##### 【グループ会社の場合の申請単位について】

Q1 . 当社は表面加工、製本部門が同一敷地内にありますが、別会社にしております。その場合の認定は個別に取る形なのか、それとも一括して取得できるのでしょうか。

A1 . 本認定制度は、工場あるいは事業所単位で取得することになっております。よって、別会社の場合、個別に申請していただくことになります。ただし、別会社であっても、同一敷地内であり、マネジメント等が実質的に共通で管理されているような場合には、同一工場として申請することも可能です。ただし、その場合、認定工場名及び認定番号はひとつとなります。

##### 【工場の場所が離れている場合の申請単位について】

Q2 . 企画・営業を行う本社ビルと徒歩数分の場所にあるプリプレス工程のある本社工場、そして別の県の印刷・製本工程のある工場では、別々に申請しなければいけないでしょうか。

A2 . それぞれが別の申請を行うことになります。ただし、同一敷地内に工場がある場合、または敷地が隣接して工場がある場合で、共通で管理されているような場合には同一工場とみなす場合もあります。

#### (2) 申請できる印刷の種類について

##### 【紙器印刷やフォーム印刷について】

Q3 . オフセット印刷による紙器印刷やフォーム印刷は認定の対象になりますか。

A3 . 本認定制度は、オフセット印刷サービスグリーン基準に対応するものです。この基準は、紙のオフセット印刷物を対象としていますので、オフセット印刷であれば、紙器印刷、フォーム印刷とも認定の対象になります。ただし、基準にない工程については、評価の対象外になります。

### (3) 申請に必要な実績、審査の方法等について

#### 【申請に必要な実績の期間について】

Q 4 . 7月に申請を行いたいのですが、その場合、認定評価表に記入する実績はどこの3ヶ月を記入すればよいのでしょうか。必ず4月～6月分でないといけないのですか。

A 4 . 申請書に記入する実績の件ですが、「直近6ヶ月以内の連続3ヶ月以上の実績」ということにしています。たとえば、7月1日の申請であれば、「1月、2月、3月の実績」以降の連続3ヶ月以上の実績が必要となります。「1～3月」「2～4月」「3～5月」「4～6月」のいずれかの実績があれば申請することができます。

なお、更新時には、認定日以降3年間分の実績が必要となります。

#### 【現地審査の免除について】

Q 5 . 認定取得の手引きに、「一定の要件を満たしている場合は、現地審査を免除する場合があります」とありますが、現地審査を免除する一定の要件とはなんですか。また、現地審査を免除された場合は、審査料は割引されるのですか。

A 5 . 認定申請工場がISO14001を認証取得している場合は、マネジメントシステムの仕組みができあがっており、認証取得時に現地審査を受けているので、申請書類の信頼性が担保されていると考えます。そのため本制度では原則現地審査を免除します。ただし、書類審査や電話等による審査を行い、疑義が発生した場合は現地調査を行います。審査料は現地審査の有無にかかわらず、同額となります。

#### 【認定の時期と認定番号について】

Q 6 . 「申請は7月1日より受け付けます」とありますが、認定は早く申請した方が早く認定されますか。また、認定番号はどのように付与されるのですか。

A 6 . 認定は、認定委員会で行われ、認定委員会は、認定申請工場をある程度まとめて一括して審査しますので、ある期間に申請のあったものは、すべて同一の認定日となります。第1回目の認定は、8月下旬過ぎになる予定です。

また、認定番号は所属団体別、受付順となります。ただし、7月3日までの受付分(7月3日までの消印有効)については、認定委員会において抽選の上、認定番号を決定します。

## 認定評価表の記入の仕方について

### (1) 営業・企画・デザイン工程

#### 【印刷見本と校正の違いについては】

Q 7 . 顧客に提示する印刷見本と校正の具体的な違いはなんですか。印刷見本は具体的にどのようなものをさしますか。

A 7 . 印刷見本とは、印刷物のデザインを決定する過程において作成するもので、体裁見本、束見本、カンブなどが該当します。色校正などは製版工程の「校正」に当たりますので注意してください。

#### 【印刷見本のデジタル化について】

Q 8 . 印刷見本のデジタル化について、当社では全てデジタル化だと思うのですが、デジタル化でない事例としてはどのようなものが考えられますか？

A 8 . フィルム出力によるカンブなどが、デジタル化でない事例として考えられます。

#### 【印刷見本出力のデジタル化率と設備の関係について】

Q 9 . 営業・企画工程のグリーン基準「印刷見本出力のデジタル化率80%以上」について、設備面からデジタル化以外の出力があり得ない場合（つまりデジタル化率100%となる）も、評価式の「印刷見本を出力した業務件数」を把握しなければならないのでしょうか。

A 9 . 客観的に見て（この場合設備面から見て）デジタル化100%が明確な場合は、業務件数の把握のためだけに負荷をかけることは本基準の趣旨に合いませんので、デジタル化100%となる明確な理由がわかる資料を添付していただければけっこうです。

### (2) プリプレス工程 - 製版 -

#### 【業務件数関連の台帳等記録の内容について】

Q 10 . 現地審査における確認項目のうち、業務件数関連の「台帳、帳簿、記録等」では、どの程度まで詳細な記録等が必要なのでしょうか？=

A 10 . 本制度は、申請において数値の把握になるべく過度な負荷がかからないようにと考えております。申請事業所によって、把握、記録の方法は異なってくると思いますので、作業負荷の少ない記録方法でかまいません。たとえば、デジタル化率などは、1受注業務ごとにデジタル化されているか否か記録してあれば、どのような形でもかまいません。またその内訳は必要ありません。

**【協力会社到手配した作業のデジタル化率について】**

Q 1 1 . ガイドライン 65 頁 ( 申請手引 16 頁 ) の達成状況の評価方法に記載されている業務において、協力会社へ手配した作業は入稿原稿のデジタル化率及び DTP 化率には反映しなければならないのでしょうか？

A 1 1 . 申請工場の達成率を評価しますので、協力会社到手配した作業は、本率には含まないでください。協力会社に対する評価は、一括して、ガイドライン 82 頁 ( 申請手引 33 頁 ) ( 7 ) 外部委託における環境配慮の項目で評価することになります。

**【レイアウトのデジタル化率について】**

Q 1 2 . ガイドライン 65 頁 ( 申請手引 16 頁 ) に、入稿原稿の「印刷面積 50%以上がデジタル化されていればデジタル入稿業務とする。」と記載されていますが、写真集等において、レイアウトは全てデジタル原稿で入稿し、写真がリバーサルフィルムで入稿された場合は、面積 100%以上がデジタル化されているとしてもよろしいのでしょうか？

A 1 2 . 環境負荷低減という観点から、リバーサルフィルム等で入稿されるのであればその分環境負荷が増すと考えられますので、レイアウトのみの場合はデジタル入稿とは言えません。

**【業務件数のカウントの時期について】**

Q 1 3 . ガイドライン 65 頁 ( 申請手引 16 頁 ) の D T P 化率の評価式における業務件数とは、どの時点でのカウントになるのでしょうか。

A 1 3 . カウントの仕方は特に定めていないので申請者が決めた方法でかまいません。原則的には評価式の分母と分子のカウントの仕方が一致していなければなりませんので、分子の D T P 作業を行ったと明白になった時点に合わせるものが適当と考えます。ただし、どの時点でカウントしても、率に大きなずれは生じないと考えますので、申請者が把握しやすい時点でカウントしてもかまいません。

**【版数のカウントの仕方について】**

Q 1 4 . ガイドライン 65 頁 ( 申請手引 16 頁 ) の定義の中に、総ページ数と総版数という記載がありますが、総版数とはどのようなもののでしょうか。

A 1 4 . D T P 作業のものと、そうでないもの ( アナログ ) とのカウントの仕方が一致していれば、どのようなカウントの仕方をしていただいてもかまいません。

**【現像廃液のリサイクルについて】**

Q 1 5 . ガイドライン 66 頁 ( 申請手引 17 頁 ) のグリーン原則 - B において、評価式の中に、「全製版廃液 + 製版フィルムの発生量」と記載されていますが、銀をほとんど含まないフィルム現像廃液も含むのでしょうか。

A 1 5 . ご指摘のとおり、現像廃液には銀がほとんど含まれていないので、全製版廃液から除いてください。よって、全製版廃液とは定着廃液のことを指すものとします。

**【顧客が校正を行わない場合の校正のデジタル化率の出し方】**

Q 1 6 . ガイドライン 66 頁 ( 申請手引 17 頁 ) のグリーン原則 のデジタル化による校正に関してですが、入稿責了 ( 校正等を一切提出しないで下版するもの ) は、業務件数に含めるのでしょうか。

A 1 6 . 顧客が校正を行わない場合は、校正の件数から外して下さい。分母の業務件数に含めないことになります。

**【校正のデジタル化率の算出における内部校正の取り扱い】**

Q 1 7 . ガイドライン 66 頁 ( 申請手引 17 頁 ) のグリーン原則 のデジタル化による校正に関してですが、得意先に提出する校正のみでしょうか。内部確認のために行っているものはどのような扱いになりますか。

A 1 7 . アナログ校正をしているかどうかポイントになりますので、得意先に提出する校正のみがカウントの対象となります。たとえば 1 回の受注業務で得意先にアナログによる校正紙を 1 回提出、2 回がモニターあるいは D D C P 等で内部確認を行うという場合に、2 / 3 がデジタルということでこの業務をデジタル化とすることは本基準の趣旨に反すると考えます。この場合は、得意先に提出したアナログ校正だけが対象になりますので、「デジタル化ではない業務」となります。

( 3 ) プリプレス - 刷版 -

**【刷版工程とはどこをさしているか】**

Q 1 8 . ここで言う刷版とは、印刷用の刷版のみを指すのでしょうか。それとも校正刷り用の刷版も含めるのでしょうか。

A 1 8 . ここでは、印刷用の刷版のみが該当します。P S 版、C T P 版等に版を焼き付ける工程がここに入ります。校正用の刷版についてはここには含めず、ガイドライン 66 頁 ( 申請手引 17 頁 ) の - 製版 - グリーン原則 の「デジタル化されていない校正」としてカウントしてください。

**【環境配慮型刷版現像システムについて】**

Q 1 9 . ガイドライン 67 頁 ( 申請手引 18 頁 ) に【刷版】 - に「環境配慮型刷版現像システムとは、CTP 現像システムや、密封・循環型現像システムをいう。」と記載されていますが、それ以外にどのようなものがあるのでしょうか。

A 1 9 . 刷版 ( P S ) 現像システムは、「シャワリング型」「密封ディップ型」「密封・循環型現像システム」と発展してきました。「密封・循環型現像システム」は従来のものに比べ、現像廃液の低減、現像液の長寿命化、処理版数の増大、水洗水の使用量ゼロなど環境負荷の低減が図られています。そこで、本基準ではこのシステムと、同じく環境負荷の低い C T P 現像システムを「環境配慮型刷版現像システム」としました。

#### (4) 印刷工程

##### 【湿し水に IPA がまったく入っていない場合の取扱いについて】

Q 2 0 . 印刷 ( プレス ) の、「湿し水循環システムを採用するなど、IPA 濃度を 5%未滿に管理している」という項目で、当社は、水あり印刷においては、モルトン水棒機のため、湿し水に IPA を使用していません。この場合、「全て水なし印刷システム」と同様と考えて良いのですか？

A 2 0 . この場合、水なし印刷システムには該当しません。「IPA濃度を5%未滿に管理している」に該当します。

##### 【印刷機等の環境負荷の状況把握について】

Q 2 1 . 印刷機や製本機の環境負荷の把握において、電力使用量、騒音、振動の把握とありますが、騒音、振動については、敷地境界における測定値でよいのでしょうか。

A 2 1 . ここでいう環境負荷は機械の性能としての数値であり、敷地境界における測定値ではありません。印刷機や製本機のカタログ、仕様書にある数値を把握してください。また、労働安全衛生法等における測定値でもかまいません。

なお、振動については、現在のところ各機器のカタログ・仕様等に表記されていないことから、把握しなくてよいこととなりました。様式 - 3 の「振動」の欄は空欄で結構です。

##### 【リサイクルの場合の添付書類について】

Q 2 2 . リサイクルしている場合の添付書類として、回収業者の証明書のコピー等とありますが、様式 - 2 「廃棄物等処理一覧表」では、リサイクル業者名を記入するようになっています。回収業者とリサイクル業者のどちらの証明書が必要でしょうか。また、この証明書とは公的なものを指しているのでしょうか。

A 2 2 . リサイクルに関して証明する書類は、回収業者のものでもリサイクル業者のものでもどちらでもかまいません。ただし、回収業者の証明書の場合、リサイクル業者名を明記してもらうようにして下さい。様式 - 2 には、そのリサイクル業者名を記入して下さい。また証明書は、業者名、リサイクル量が明示されていれば、どのようなものでもかまいません。

##### 【各工程からの損紙等が一括管理になっている場合について】

Q 2 3 . 損紙等の古紙へのリサイクルについて、印刷工程 ( 枚葉印刷 ) ・ ( 輪転印刷 ) 及び製本工程からの損紙を一緒にリサイクルしているので、そのそれぞれの量を把握していません。リサイクル率を算出する場合、それぞれの量を算出しなければならないのですか。ちなみにほぼ 1 0 0 % をリサイクルしています。

A 2 3 . 原則では各工程別に量を把握し、リサイクル率を算出することとなっています。ただし、全てのリサイクル率が 1 0 0 % に近い場合、工程別の量を把握する負荷のみが

かかり、リサイクル率向上という本基準の趣旨からは外れたものとなりますので、おおよその按分で算出してかまいません。ただしその場合も、リサイクルの総量が、「リサイクルされていることを証明する書類」と整合性がとれている必要があります。

#### 【輪転印刷・製本工程における騒音、振動の抑制の必要性について】

Q 2 4 . 工業団地の場合など、騒音、振動などの抑制策が必要ないと思われる場合も対策が必要ですか。

A 2 4 . 本基準は、工場周辺の住民等の生活環境に配慮したものです。工業専用地域等で対策を要しない除外地域の指定がある場合は、その旨の分かる書類を提出して下さい。ただしその場合も、良好な作業環境確保の観点から、騒音、振動対策に取組むことが望ましいと言えます。

#### 【小型の輪転機の取扱いについて】

Q 2 5 . 小型の輪転機（帳票印刷用など）も、輪転印刷に入りますか？その場合、インキのパイピングシステムは採用されていないと思いますが。

A 2 5 . 基本的には輪転印刷に入ります。ただし、本基準の主旨は、インキ容器等の削減、リサイクルの推進ですので、インキ容器のリサイクル率が 80%以上であれば、枚葉印刷での基準を適用し、本基準を達成しているとみなします。評価式、必要な添付書類等は、枚葉印刷の「金属インキ缶のリサイクル率が 80%以上」の項目を参照してください。

#### 【フォーム印刷の自動品質検査システムについて】

Q 2 6 . フォーム印刷においては、自動品質検査システムにはどのようなものがありますか。

A 2 6 . 見当合わせ、レジスターマークなどの検査システムがあります。

### ( 5 ) デリバリ

#### 【デリバリ工程を委託している場合の取り扱い】

Q 2 7 . 当社では、デリバリ部門は別会社に委託しています。この場合、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。

A 2 7 . デリバリ工程は「梱包・構内運搬」と「納品」の 2 つに分かれています。「梱包・構内運搬」については、申請工場が管理を行っている判断されますので、評価の対象となります。「納品」については、運搬車両を所有している場合が対象になります。申請会社が運搬車両を所有しておらず、委託している別会社が運搬車両を所有している場合は、評価の対象外となります。ただし、別会社がグループ会社であり資本提携、子会社等である場合は、申請工場の工程として含めてもかまいません。

**【構内運搬における騒音防止の手順書について】**

Q 2 8 . 「フォークリフト等の騒音発生防止対策に取り組んでいるか」という基準があり、申請時に必要な書類として手順書がありますが、当社では充電式のフォークリフトを採用しており、走行時も静かで、運転手順等必要ない状況です。手順書は添付できませんが、「している」に丸をして申請しても問題ありませんか。

A 2 8 . 本基準は、充電式フォークリフトを採用という運送機器等の対策のほか、作業場内の段差等の改善、運転方法の改善などの対策を求めています。よって、それらの手順書が必要となります。

**( 6 ) 事業者の取組****【申請時の手順書等の添付について】**

Q 2 9 . 「申請時の添付書類等」で「手順書を添付すること」とありますが、手順書以外にISOのマニュアルや規定書でも構いませんか？

A 2 9 . 具体的な手順を示す文書であればかまいません。ただし、該当部分をコピーして添付してください。

**【事業者の取組における実績書の期間について】**

Q 3 0 . 事業者の取組に関しては、目標、実績が年度ごとでの設定になっており月ごとには設定していません。直近3ヶ月の目標、実績等が必要でしょうか。

A 3 0 . 直近3ヶ月以上の実績とは、工程の取組に対するものです。評価表の「実施状況・数量など」の記入に際しては、「直近3ヶ月以上の実績」が必要ということになります。一方、事業者の取組においては、添付資料として実績書の提出を求めていますので、こちらの方は、申請者が行っている内容でかまいません。もちろん年度単位でかまいません。

**【グリーン製品の提供とは】**

Q 3 1 . 「グリーン製品の提供」の項目ではどのようなものを指してその実績を把握するよう言っているのでしょうか。

A 3 1 . グリーン製品の評価基準を有し、グリーン製品を提供できる仕組みや体制を整え、グリーン製品を提供していることがわかれば結構です。グリーン製品の内容については規定していませんので、御社の基準、考え方で提供していれば、この項目は達成していることとなります。水準1の場合には、具体的な提供実績を添付してください。

[平成18年6月27日現在]